

# ゼラス安城フットボールクラブ 規約

## 第 1 章 総 則

### 第1条 < 名称 >

本クラブチームは、ゼラス安城フットボールクラブ（略称：ゼラス安城FC）と称する。

### 第2条 < 目的 >

- ※ 安城市のクラブチームとして、サッカーの発展を目的とする。
- ※ サッカーを通じて集団社会における人格形成を獲得する事を目的とする。
- ※ よい習慣を身につける。
- ※ サッカーにおけるテクニックと戦術を個々の発達段階に応じて獲得する事を目的とする。

## 第 2 章 ク ラ ブ 員

### 第3条 < クラブ員資格 >

- ※ 本クラブチームのクラブ員は、幼稚・保育園の年中～小学6年生とする。
- ※ 本クラブチームのクラブ員は、必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。  
スポーツ傷害保険は年会費の中から支払い、クラブでまとめて加入する。  
スポーツ傷害保険の加入がない場合は、対外試合の出場は出来ない。
- ※ 本クラブチームのクラブ員の活動期間は、入会した日から小学6年生の3月までとする。  
更新は、1年ごとに行なう。
- ※ 本クラブに対して協力的でない場合等、退会をして頂くことがある。
- ※ 本クラブ以外の二重登録は、認めない。（県登録に限る）  
小3以下は、安城市外の二重登録は、可とする。
- ※ 本クラブチームのクラブ員は、  
愛知県サッカー協会（小学4年生～6年生）・安城市少年サッカー連盟（小学1年生～6年生）に登録しなければならない。  
登録費用は年会費の中から支払い、クラブでまとめて登録する。

### 第4条 < 入会・退会方法 >

- ※ 本クラブチームの事務局へ入会届を提出し、受理された時点で入会とする。  
該当学年の担当コーチへ提出し、担当コーチから事務局へ提出する事も可とする。
- ※ 本クラブチームを退会する場合は、事務局へ連絡すること。  
該当学年の担当コーチへ連絡し、担当コーチから事務局へ連絡する事も可とする。

### 第5条 < 会費 >

- ※ 本クラブチームのクラブ員は、年会費を納入すること。（加入時の入会金設定なし）
  - ◇ 中途退会の場合も含め、年会費は返金しない。
  - ◇ 7月以降の中途入会の場合、年会費を月割りした金額を納入する。
- ※ 会費の変更は、総会もしくは臨時総会にて議決する。

## 第6条 < その他 >

- ※ 本クラブチームのクラブ員のユニフォーム・ボール等個人で使用する用具は、個人持ちとする。
- ※ 本クラブチームのクラブ員が公式試合に出場する際には、クラブ専用のユニフォームが必要となる。  
入会後に注文書にて購入して頂きます。
- ※ 本クラブチームの練習時間・練習場所は、天候・気温により変更・中止することがある。  
基本的に雨天でも練習・試合は実施するが、該当学年担当コーチの判断にて決定する。
- ※ 本クラブチームの練習・対外試合・送迎について事故・盗難等は、本クラブチームで責任は一切負わない。

## 第 3 章 組 織

### 第7条 < 役員 >

- ※ 本クラブチームに、次の役員を置く。
  - 代表者 : 本クラブチームの代表者 1名
  - 監督 : 本クラブチームの指導方針等を示す 1名
  - 事務局 : 本クラブチームの各種手続きを行う 1名以上
  - 会計 : 本クラブチームの会計管理を行う 1名以上
  - コーチ : 本クラブチームの練習・試合の運営を行う 活動単位で1名以上
  - 審判員 : 本クラブチームの対外試合にて審判を務める 活動単位で1名以上
  - 連絡係 : 本クラブチームの連絡事項を保護者へ伝達する 各学年1名以上
- ※ 練習・試合の場所確保は役員にて行う。

#### [参考例]

事務局、会計が、安城中部小学校、安城総合運動場の予約  
4年生連絡係が、安城西公園、池浦西公園の予約

- ※ 役員の任期は特に定めない。

### 第8条 < 父母会 >

- ※ 本クラブ員の父兄は、父母会会員とする。
- ※ 本クラブの父母会員より、役員の連絡係を選出する。
- ※ 幼稚園・保育園児の父母会員は、練習・試合に付き添う。

## 第 4 章 会 議

### 第9条 < 総会 >

- ※ 総会は、本クラブチームの役員ならびに父母会会員をもって組織し、毎年1回招集する。
- ※ 本クラブ役員である代表者が必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。
- ※ 総会は、本クラブ役員・父母会員の過半数以上の出席もしくは委任状がなければ開会する事ができない。  
委任状では、本クラブ役員である代表者へ議事を一任することとなる。
- ※ 総会の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって議決が可能となる。  
可否同数の場合は、本クラブ役員 代表者が決するところによる。
- ※ 総会にて次の事項を議決する。  
当年度の行事報告・会計決算報告・会計監査報告、次年度の会費・行事予定、規約改正 等

## 第10条 < スタッフ会議 >

- ※ スタッフ会議は、本クラブチームの役員をもって組織し、月1回招集する。
- ※ スタッフ会議にて次年度の活動予定を作成する。

## 第5章 会 計

### 第11条 < 会費 >

- ※ 本クラブチームの経費は、年会費・寄付金その他の収入をもって当てる。
- ※ 会計年度は、当年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- ※ 本クラブチーム父母会員により、会計監査を受ける。

## 第6章 個 人 情 報 の 保 護

### 第12条 < 個人情報の保護 >

- ※ 本クラブチームは、クラブ員より取得した個人情報を適切に管理し、クラブ員の同意を得た者以外の第3者へ提供・開示等を一切致しない。

## 第7章 規 約 の 改 正 および 解 散

### 第13条 < 規約の改正 >

- ※ 本クラブチームの規約改正については、総会において議決しなければならない。

### 第14条 < 解散 >

- ※ 本クラブチームは、役員が成り立たない場合に解散することができる。
- ※ 本クラブチームは、特別な場合に限り一方的に解散することができる。

### 附則

- ※ 令和6年3月17日 規約改正 承認予定  
令和6年4月1日 より 適用